

**記載例**

市民税・都民税・森林環境税

相続人の代表者指定届出書

1. 死亡した者の氏名・住所等			
氏名	フリガナ <b>ヒガシクミ</b> <b>ハナコ</b> <b>東久留米 花子</b>	住所	東久留米市 <b>本町3丁目3番1号</b>
死亡年月日	平成・ <b>令和</b> <b>2年6月10日</b>		
2. 相続放棄の有無（相続放棄の有無を○で囲んでください。） 有 ・ <b>無</b> ※相続放棄の有に○をした人は、後日「相続放棄申述受理証明書」のコピーを提出してください。			
3. 相続人の代表者に関する事項（税金を納める者）※相続を放棄した人は記入の必要はありません。			
(1)氏名	フリガナ <b>ヒガシクミ</b> <b>タロウ</b> <b>東久留米 太郎</b>	続柄（ <b>夫</b> ）	
(2)住所	【上記住所と同じ☑】		
(3)生年月日	明・大・ <b>昭</b> ・平・令	<b>3年3月1日</b>	
(4)電話番号	<b>( 042 ) 470 — 7777</b>		
(5)相続分 ※未確定の場合は空欄で結構です。	<b>法定</b> ・指定	<b>1</b>	<b>2</b>

（注）市長は、この届出書の届出がないときは、相続人の一人を指定し、その者を代表者とすることができます。この場合において、その指定をした市長は、その旨を相続人に通知しなければなりません。（地方税法第9条の2第1項）

※相続人が二人以上いる場合、限定承認に関しては裏面をご確認ください。

地方税法第9条の2第1項の規定により、被相続人の市民税・都民税・森林環境税に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を上記のとおり指定したので届け出ます。

東久留米市長殿

令和 **3** 年 **7** 月 **30** 日

届出人（提出者名） 東久留米 太郎

※相続人が二人以上いる場合は、代表者以外の相続人に関する事項を記入して下さい。

相続人に関する事項				
(1)フリガナ 氏名	<b>ヒガシクルメ イチロウ</b> <b>東久留米 一郎</b> 続柄 ( 子 )	<b>ヒガシクルメ シロウ</b> <b>東久留米 次郎</b> 続柄 ( 子 )	続柄 ( )	続柄 ( )
(2)住所	<b>東久留米市本町</b> <b>三丁目3番1号</b>	<b>東久留米市本町</b> <b>三丁目3番1号</b>		
(3)生年月日	明・大・ <b>昭</b> ・平・令 <b>30年3月1日</b>	明・大・ <b>昭</b> ・平・令 <b>33年1月3日</b>	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
(4)電話番号	( <b>042</b> ) <b>470-7777</b>	( <b>042</b> ) <b>470-7777</b>	( ) —	( ) —
(5)相続分 ※未確定の場合は 空欄で結構です。	<b>法定</b> ・指定 <u>1</u> <b>4</b>	<b>法定</b> ・指定 <u>1</u> <b>4</b>	法定・指定 _____	法定・指定 _____

※限定承認とは、プラスの財産の範囲内でマイナスの財産を引継ぐという条件付で相続を承認する方法です。つまり財産を清算した結果、もし負債だけしか残らないような場合には不足分を支払う必要はなく、逆に負債を支払ってなお余りが出た場合にはその余った財産を相続することができる制度です。

相続放棄・限定承認の申請は家庭裁判所に行います。

申請は相続の開始があったことを知ったときから3か月以内にしなければなりません。

限定承認をしている方は下記の文字を○で囲んで提出してください。

限定承認